**平成２３年（フ）第４９７号**
大阪市淀川区十三東５丁目２番28号　フレンドリー十三東208号
債務者　吉村喜代美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５１０号**
大阪府茨木市庄１丁目22番14号
債務者　清水　俊雄
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５４０号**
大阪市住吉区苅田９丁目13番５―107号
債務者　菱谷　宗彦
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５８０号**
大阪府四條畷市田原台７丁目２番５―204号
債務者　清水　御園
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６１８号**
大阪府寝屋川市木田町14番30号
債務者　林　さとみ（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６２１号**
大阪府吹田市岸部南１丁目８番９号
債務者　春木　美鈴
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６４４号**
大阪市住吉区我孫子５丁目13番７号　グランコートＡ棟403号
債務者　北口　賜文（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６４６号**
大阪市平野区加美鞍作３丁目８番８号　マンション太平六号館306号
債務者　﨑田　和彦
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６５６号**
大阪府枚方市上島町14番１―401号
債務者　田附　恵美（旧姓馬渕・前川）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１号**
長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛1665番地３
債務者　栗浦　仁美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２３年（フ）第３号**
長崎県島原市萩原２丁目5172番地２　片山ハイツＡ１号室
債務者　古賀　則行
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２３年（フ）第５号**
長崎県雲仙市小浜町金浜1458番地９、前住所
長崎県雲仙市小浜町金浜1487番地４
債務者　村田　博明
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２３年（フ）第６号**
長崎県南島原市布津町乙343番地２、前住所
長崎県南島原市有家町蒲河2518番地
債務者　青島　博行
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２３年（フ）第７号**
長崎県南島原市南有馬町己631番地４、前住所長崎県雲仙市小浜町雲仙480番地１
債務者　園田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２２年（フ）第７６４号**
埼玉県越谷市東越谷６丁目72番地４　ハロー越谷105号
債務者　古海　克彦
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第７７１号**
埼玉県草加市青柳７丁目29番11号　シティハイムＢ―102号
債務者　油井　由紀（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第７８２号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏383番地５
債務者　遠藤　輝彦
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係